

緑の将来像の実現に向けた目標

本計画では、緑の将来像の実現に向けて、緑の量の確保、質の向上、市民との協働の側面から3つの目標を設定します。

目標1 緑地面積の確保

緑地の減少を抑え、創出を推進することで緑地の総量を維持します。

令和2年度
＜現況＞
7,124ha

令和22年度
＜計画目標＞
現状維持

目標2 緑に対する満足度の向上

緑の量や質、維持管理状況等の向上により、緑に対する満足度を高めます。

76%

80%

目標3 市民との協働の推進

緑を守り・育てる活動を行う市民団体数の増加に努めます。

50団体

60団体



計画を推進し、評価を行います

推進する体制

本計画をより実効性のあるものにするため、行政・市民・市民団体・事業者がお互いの役割を意識し、連携して取り組んでいきます。



進行管理の方法

本計画を推進していくため、計画をつくり(Plan)、計画を実行し (Do)、その結果を評価(Check)し、計画を見直す (Action)、「PDCAサイクル」により、進行管理を実施していきます。



印西市都市建設部都市整備課

〒270-1396
千葉県印西市大森 2364-2
Tel : 0476-33-4663

印西市緑の基本計画

【概要版】

緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法に基づき、市内に広がる多種多様な印西らしい緑豊かな環境の保全・創出を推進し、目指す緑の将来の姿や目標を実現するために様々な施策を示した計画です。計画期間は、令和3年度から、令和22年度までの20年間です。

令和3年度
(計画開始)



令和12年度
(中間年次)



令和22年度
(目標年次)

市内の緑の状況

本市では、市域面積の約8割が緑で被われており、そのうち、公園や街路樹など公共施設の緑地と農業振興地域農用地区域内の農地や河川など法等に基づき保全されている緑地は、市域面積の約6割です。また、市内には都市公園が181箇所整備され、市民1人当たりの都市公園面積が17.5㎡と、千葉県平均6.4㎡(平成31年4月時点)よりも11.1㎡多くなっています。市内の緑は多い状況ですが、総量の減少とともに質の低下が懸念されています。



牧の原公園



草深の森



農地



印旛沼

緑の主な機能

緑は私たちの暮らしに潤いと安らぎを与えるとともに、まちづくりにかせない5つの機能が期待されています。



目指す緑の将来像

本市は公園や街路樹等のまちなかの緑に加え、斜面林や谷津田等の里山景観や利根川・印旛沼等の水辺を中心に広がる田園景観などの多種多様な彩り豊かな緑があります。これらの緑を大切な財産として、守り、育てながら将来へ引き継ぎ、市民が住みよさを実感できるまちとしていくため、緑の将来像を次のとおりとします。

【緑の将来像】

みどりを守り育む 彩りあるまち いんざい

水と緑のネットワーク

里山や都市公園などによる緑の連続性が確保され、今後も守り活用していきたい緑の軸。

緑の活用エリア

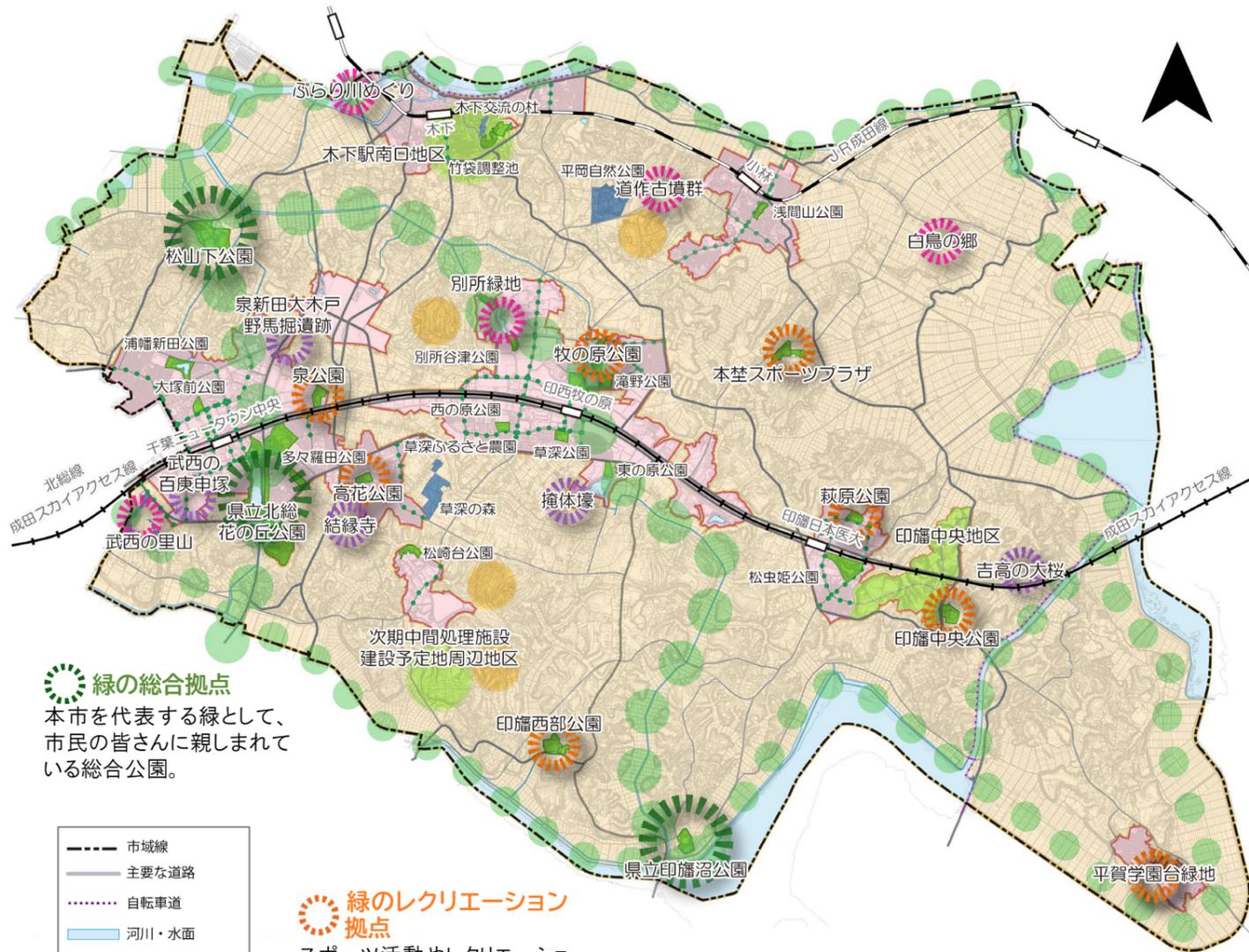
都市公園や街路樹などの緑が計画的に創出された市街地で、にぎわいの創出や都市環境の保全を行うエリア(市街化区域)。

緑の保全エリア (保全配慮地区)

今後も樹林地や谷津田、水辺等の緑の保全を行うエリア(市街化調整区域)。

緑の創出エリア (緑化重点地区)

施設等の整備と合わせて計画的な緑の形成・創出を推進するエリア。



緑の総合拠点

本市を代表する緑として、市民の皆さんに親しまれている総合公園。

緑のレクリエーション拠点

スポーツ活動やレクリエーションの場として市民に利用・活用されている公園・緑地。

緑と歴史の拠点

文化財と周辺の緑が一体となり、貴重な歴史を継承する環境として形成されている拠点。

緑の活動拠点

市民による環境保全・観察等の活動の場となっている拠点。



緑の将来像を実現するための3つの基本方針

緑の将来像である「みどりを守り育む 彩りあるまち いんざい」を実現するため、緑のまちづくりに向けた方向性として3つの基本方針を定めます。これら基本方針に基づいて様々な施策を展開していきます。

基本方針1 豊かな自然環境と美しい風景を形成する緑を守る

樹林地を守ります

維持管理の仕組みを充実し、樹林地や巨樹・古木を保全します。

緑ある景観を守ります

里山や田園等の緑あふれる景観を保全します。

水辺の環境を守ります

河川の水質改善等により、良好な水辺環境を保全します。



農地を守ります

耕作放棄地の解消や地産地消の取り組みを進め農地を保全します。

歴史的な緑を守ります

文化財と一体となった周辺の緑を保全します。

生物多様性を確保します

生物の生息・生育空間となる緑を保全します。

基本方針2 快適な暮らしを支える、まちなかの緑をつくり育てる

水辺空間をつくります

水や緑に親しめるように、サイクリングコースなどの親水性の高い緑のネットワークづくりを検討します。



まちなかの緑をつくります

公共施設や民間施設への緑化や公園等での花による美しいまちづくりにより、まちなかの緑を創出します。

公園の緑をつくります

新たな公園の整備や、公園の質の向上を目指します。

基本方針3 緑を守り育てる仲間を増やす

活動組織を育てます

緑地保全等に関する技術や情報の共有、技能講習等の実施の検討を行います。

緑の推進体制をつくります

自然観察ができる機会づくりの促進や市民参加による美化活動を推進します。



市内の緑の普及・啓発を行います

ホームページや広報等を活用して、緑に関する情報発信を行います。

